

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項

に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和8年度)

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
宇 都 宮 地 方 法 務 局	栃木県宇都宮市上小倉町
〃	栃木県宇都宮市駒生町
〃	栃木県宇都宮市下欠町
〃	栃木県宇都宮市西川田町
〃	栃木県鹿沼市久野
〃	栃木県鹿沼市御成橋町一丁目
〃	栃木県鹿沼市深程
〃	栃木県鹿沼市北半田
〃	栃木県鹿沼市野沢町
〃	栃木県那須烏山市三箇
〃	栃木県那須烏山市小白井
〃	栃木県那須烏山市中央二丁目
〃	栃木県那須烏山市中央三丁目
〃	栃木県那須烏山市金井一丁目
〃	栃木県那須烏山市金井二丁目
宇 都 宮 地 方 法 務 局 日 光 支 局	栃木県日光市中小来川
〃	栃木県日光市南小来川
〃	栃木県日光市宮小来川
宇 都 宮 地 方 法 務 局 栃 木 支 局	栃木県栃木市西方町本城
〃	栃木県栃木市皆川城内町
宇 都 宮 地 方 法 務 局 足 利 支 局	栃木県佐野市奈良渕町